

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 75 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条の表特殊現場作業手当の款クリーンセンターに勤務する職員の項及び魚アラルサイクルセンターに勤務する職員の項中「5級又は6級」を「4級又は5級」に、「3級又は4級」を「又は3級」に改める。

第3条の表大学院研究科手当の款を削る。

第6条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「市民スポーツ振興室スポーツ企画課」を「市民スポーツ振興室」に改める。

第8条の表社会福祉業務手当の款児童福祉センター児童相談所に勤務する職員の項中「児童福祉センター児童相談所」の右に「又は第二児童福祉センター第二児童相談所」を加え、「相談課相談措置係長及び支援課心理支援係長」を「児童福祉センター児童相談所相談課相談措置係長及び支援課心理支援係長並びに第二児童福祉センター第二児童相談所相談係長及び心理支援係長」に、「相談課保護係長」を「児童福祉センター児童相談所相談課保護係長」に改め、同款児童福祉センター発達相談所に勤務する職員の項中「児童福祉センター発達相談所」の右に「又は第二児童福祉センター」を、「勤務する職員」の右に「(第二児童福祉センター第二児童相談所に勤務するものを除く。)」を加え、「発達相談課支援係長」を「児童福祉センター発達相談所発達相談課支援係長及び第二児童福祉センター支援係長」に、「発達相談課相談判定係長」を「児童福祉センター発達相談所発達相談課相談判定係長及び第二児童福祉センター相談判定係長」に改め、同款児童福祉センター児童療育センターに勤務する職員の項及び同表変則勤務手当の款児童福祉センターに勤務する調理師の項を削る。

第10条の表特殊現場作業手当の款中「又は班長」を削る。

第11条の表保健医療業務手当の款中「区民部総務課」を「地域力推進室」に改める。

第14条中「第3条」を削り、「事業用電気工作物保安監督等手当及び大学院研究科手当」を「月額により支給額を定める手当」に改める。

第15条中「第3条のうち大学院研究科手当に関する部分及び」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)